

平成29年1月1日 四国地域内の事務センターは統合され  
日本年金機構 高松広域事務センターとなります。

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、現在、各都道府県の事務センターで行っています。

この度、一層の事務の効率化を進めるため、広域事務センターとして統合することになりました。

【広域事務センター】

名称：日本年金機構 高松広域事務センター

所在地：〒760-8524

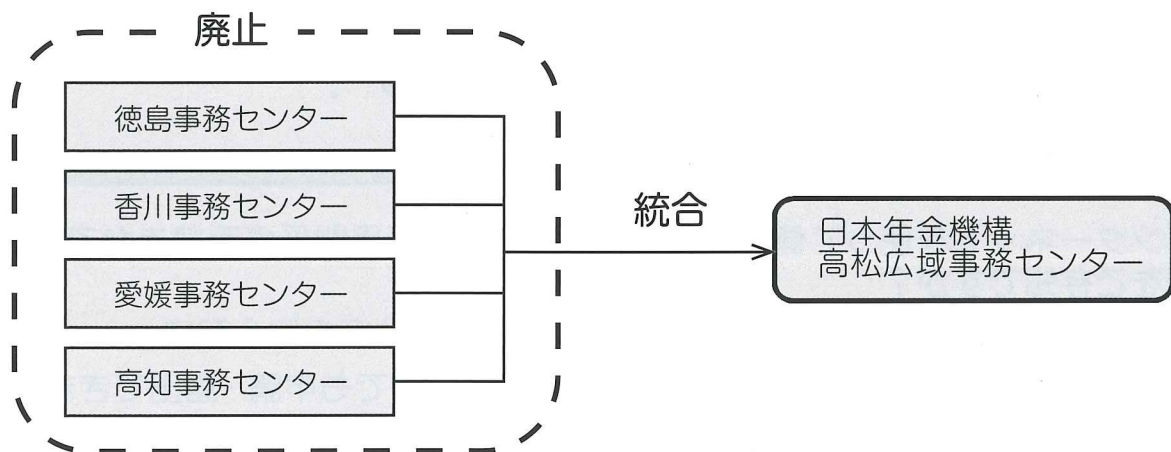
香川県高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル

【統合される事務センター】

徳島事務センター、香川事務センター、愛媛事務センター、  
高知事務センター

【統合日】

平成29年1月1日



《広域事務センターへの届書の送付について》

現在、各県の事務センターへ送付している各種届書について、**平成29年1月1日以降は「日本年金機構 高松広域事務センター」**へ送付してください。

- ※ 広域事務センターの受付は、現在の事務センターと同じく郵送のみとなります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。
- ※ 電子申請（e-Gov）を利用した届出については、提出先に変更はありません。（現行と同様に、××年金事務所（高知事務センター）を選択してください。）

## 届書は「日本年金機構 高松広域事務センター」へ 直接郵送をお願いします。

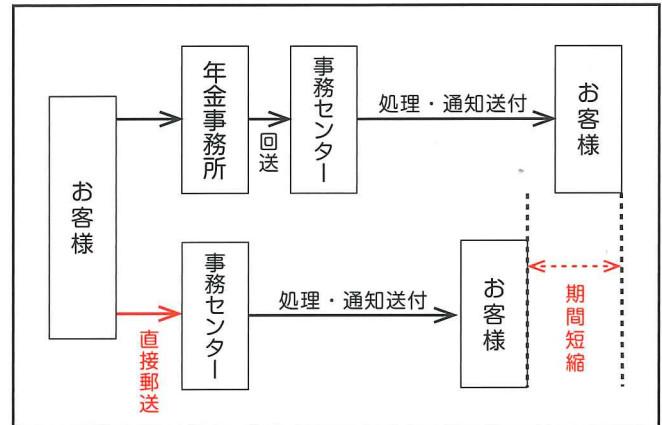
お客様からご提出いただいた届書は、各都道府県の事務センターで一括して事務処理を行っており、年金事務所へ提出いただいた届書についても事務センターへ回送して処理を行っています。平成29年1月1日以降は、日本年金機構高松広域事務センターに直接郵送していただくと、年金事務所に提出していただくより早く処理を行うことができます。

### 【送付先】

〒760-8524

日本年金機構 高松広域事務センター

大口事業所個別郵便番号となりますので住所の記載は不要です。※宛名には必ず日本年金機構を付してください。



## 電子申請が便利です！

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるのをご存知ですか？

年金事務所の窓口に行かなくても、e-Gov：電子政府の総合窓口

(<http://www.e-gov.go.jp/>) から、24時間いつでも申請・届出できます。

ぜひ電子申請の利用をご検討ください。

こんな  
メリットが

✓いつでも手続きOK！ > 忙しいときでも、時間を気にせず、手続きできます。

✓時間とコストの節約 > 年金事務所に出向く時間や、交通費・郵送費を削減できます。

年金 電子申請

検索

### 【お問い合わせ先】

高知東年金事務所

〒780-8556

高知市棧橋通 4-13-3

電話 088-831-4430

高知西年金事務所

〒780-8530

高知市旭町 3-70-1

電話 088-875-1717

南国年金事務所

〒783-8507

南国市大桶甲 1214-6

電話 088-864-1111

幡多年金事務所

〒787-0023

四万十市中村東町 2-4-10

電話 0880-34-1616